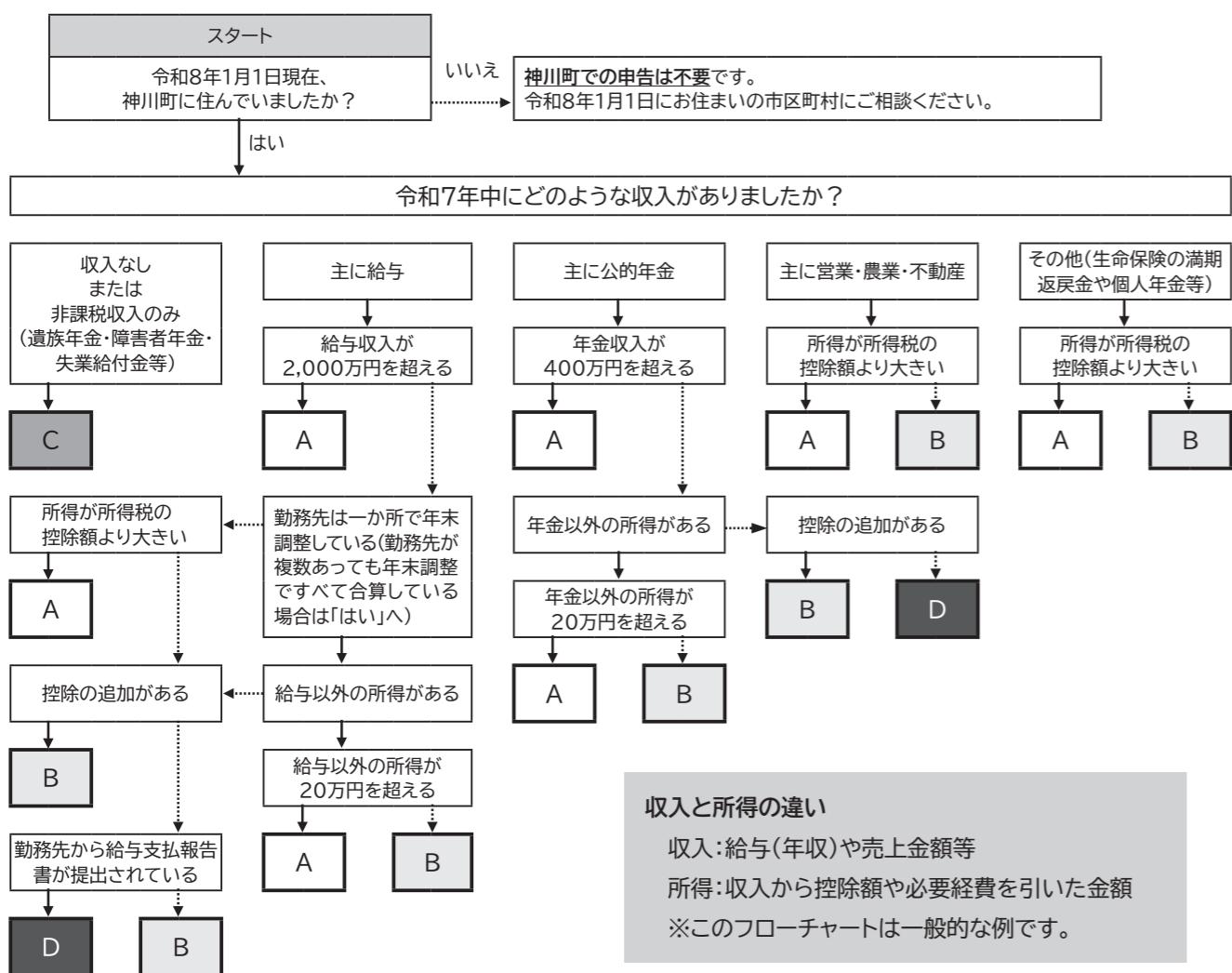


わたしは申告が必要？ フローチャートでご確認ください。



A	所得税の確定申告が必要	確定申告書を提出すれば町・県民税の申告は不要です。確定申告書二表「住民税・事業税に関する事項」欄で、該当する項目がある方は忘れずに記載してください。
B	町・県民税の申告が必要	源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
C	町・県民税の申告が必要な場合があります	次のいずれかに該当する方は町・県民税の申告が必要です。 ①16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主 ②後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主 ③介護保険被保険者とその世帯主および世帯員 ④町営住宅および県営住宅入居者(中学生以下は除く) ⑤医療福祉などの行政サービスを受ける場合 ⑥所得・課税に関する証明書が必要な方
D	申告の必要なし	源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

～国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険にご加入の方へ～

上の表でCの①～③に該当する方は、保険税(料)の軽減判定や医療費の自己負担限度額の判定などのため、収入が無い方でも申告が必要となります。 申告をしないと保険税(料)の軽減を受けられず、医療費の自己負担限度額も高額になることがあります。必ず申告をするようお願いします。

税の申告をお忘れなく

問合せ (所得税)本庄税務署 ☎0495-22-2111(代表)
(住民税)税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

令和7年分の所得の申告期間は2月16日(月)から3月16日(月)になりますので、期間内に申告をお願いします。また自宅からできるe-TAXでの申告もご活用ください。

【申告受付日程】

月日(土日祝日を除く)	対象地区	場所
2月16日(月)～2月20日(金)	神泉地区・渡瀬地区	多目的交流施設(南北会議室) 神川町大字下阿久原1088
2月24日(火)～3月16日(月)	青柳地区・丹荘地区	神川町役場(3階会議室) 神川町大字植竹909

※上記の会場に税務署職員はいません。町職員では適正な判断が難しいケースが増えており、本庄税務署へご案内する場合もありますのでご了承ください。なお所得税の還付申告は、1月5日(月)から本庄税務署で提出できます。

※申告受付の詳細な日程は広報かみかわ2月号でお知らせします。

【申告時に必要な書類】

対象	必要書類
全員	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類および個人番号確認書類（マイナンバーカードであれば1点で確認ができます） 申告者名義の通帳など振込先がわかるもの(還付申告の場合) 「確定申告のお知らせ」ハガキ(税務署から届いた方のみ)
所得	事業・不動産
	給与・年金
	その他収入
控除	社会保険料
	生命保険料・地震保険料
	障害者控除
扶養控除	配偶者(特別)控除
	医療費控除
医療費控除	住宅借入金等特別控除 (2年目以降)
	住宅借入金の年末残高証明書および給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 (注)1年目の申告は、必要書類をご準備のうえ本庄税務署で申告をしてください。

※収支内訳書や医療費控除の明細書は整理集計のうえ事前に作成しておいてください。